

農地保有合理化法人機能強化事業の運営について（農林水産大臣あて）

指摘の背景となった助成の要件として積み立てた準備金の収支が不明となっていた農業公社に対する

時価売渡経費助成金交付額に係る国庫補助金相当額(支出) 40億7276万円

時価売渡経費助成事業終了後の準備金の残額に相当する額の

助成金に係る国庫補助金相当額(支出) 10億2674万円

1 農地保有合理化法人機能強化事業等の概要

農林水産省は、農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。以下「基盤強化法」という。）等に基づき、農業経営の規模の拡大、農地の集団化その他農地保有の合理化を促進するため、農用地等を買入れ、又は借り受けて、当該農用地等売り渡し、交換し、又は貸し付ける事業等（以下、これらの事業を「農地保有合理化事業」という。）を推進しており、基盤強化法の規定に基づいて農地保有合理化事業を行う主体として位置付けられた法人（以下「農地保有合理化法人」という。）等に対して様々な支援を行っている。

農林水産省は、平成7年度から12年度までの間に、社団法人全国農地保有合理化協会（以下「全国協会」という。）に対して、全国協会が農地保有合理化法人機能強化事業（以下「機能強化事業」という。）を行うために必要な資金の財源に充てるための基金を造成する事業に要する経費に対し国庫補助金計150億円を交付している。

そして、全国協会は、上記により造成した基金を取り崩すことにより、機能強化事業として、都道府県の区域を事業実施区域とする農地保有合理化法人（以下「農業公社」という。）の業務運営体制の整備、強化及び財務基盤の強化に要する経費に対して助成を行っている。

機能強化事業のうち時価売渡経費助成事業は、農業公社が経営転換タイプ事業により買入れた農用地等（以下「対象農用地等」という。）について時価による売渡しを行うのに要する経費を助成の対象とすることとしている。そして、その助成額は、対象農用地等の買入価額から売渡価額を控除した額（以下「売買差損額」という。）の10分の9以内の額とされているが、売買差損額が買入価額の10%相当額を超える場合には、買入価額の10%相当額の10分の9以内の額とされている。

また、農林水産省は、対象農用地等を一時貸し付けている間の小作料収入等を財源に地価変動のための準備金を積み立てていることを助成の要件としている。そして、この準備金は、対象農用地等の売渡しに際して、地価変動による売買差損額が発生した場合、助成の対象とならない買入価額の10%相当額を超える部分等の農業公社が負担する売買差損額に充てるものとされている。

2 本院の検査結果

(1) 農林水産省における時価売渡経費助成事業の運営

小作料収入は、対象農用地等を買入れてから売り渡すまでの間に、当該農用地等を一時貸し付けたことに伴い発生する収入であるから、個々の対象農用地等の売渡しに当たっては、本来、この小作料収入を当該農用地等売り渡す際に発生した売買差損額に充てるべきものである。しかし、時価売渡経費助成事業実施期間中に農業公社が負担することとなる全体の売買差損額が、対象農用地等の地価変動により多額に上ることも想定されたことから、時価売渡経費助成事業により助成金を交付する

一方、農業公社が負担する時価売渡経費助成事業における売買差損額全体に対応するため小作料収入を財源として準備金を積み立てることとしたものである。

したがって、農業公社は、上記のとおり、本来、個々の対象農用地等の売買差損額に充てるべき小作料を売買差損額全体に対応するため準備金として積み立てているものであるから、時価売渡経費助成事業終了後に、小作料収入を財源とする準備金に残額がある場合には、これを優先して売買差損額に充てることとして助成金を精算すれば、全国協会は、準備金の残額に相当する額の助成金（準備金の残額が助成金交付額を上回る場合には交付された助成金の全額。以下同じ。）を結果として交付する必要がなかったことになる。そして、このためには農業公社が準備金を適切に管理することはもとより、農林水産省においても、その管理状況を的確に把握する必要があった。

しかし、農林水産省は、準備金の積立てを助成の要件として定めたのみで、農業公社における準備金の区分経理、収支の明確化等については具体的な内容を定めておらず、また、準備金の収支等について農業公社から全国協会を通じて報告を徴することとしていなかった。このため、農林水産省は、準備金の収支及び時価売渡経費助成事業終了後における準備金の残額を把握していなかった。

(2) 農業公社に対する時価売渡経費助成事業の実施状況

財団法人北海道農業開発公社（以下「北海道公社」という。）、財団法人福岡県農業振興推進機構（以下「福岡県機構」という。）及び社団法人大分県農業農村振興公社（以下「大分県公社」という。）の3農業公社は、時価売渡経費助成事業の実施期間中に、対象農用地等を売り渡す際に発生した売買差損額計53億8072万余円のうち、助成の対象となる計53億0100万余円に対して、全国協会から助成金計40億7276万余円の交付を受けていた。そして、これら3農業公社は、対象農用地等を一時貸し付けている間の小作料を収入として受け入れて、これを財源として準備金の積立てを行い、この準備金を一般正味財産の一部として、公社内部に留保しているなどとしていた。

しかし、北海道公社及び福岡県機構は、準備金の区分経理を行っておらず、その収支が不明であるとして、時価売渡経費助成事業終了後の準備金の額を把握していなかった。また、大分県公社は、12年度までは準備金の区分経理を行っていたものの、13年度以降は区分経理を行っておらず、その収支が不明であるとして、時価売渡経費助成事業終了後の準備金の残額を把握していなかった。

そこで、3農業公社から提出を受けた関係書類に基づき、準備金の収支を確認したところ、時価売渡経費助成事業終了後の準備金の残額は、北海道公社10億2543万余円、福岡県機構0円、大分県公社158万余円となっていた。

したがって、北海道公社及び大分県公社において、準備金の残額に相当する額の助成金計10億2674万余円は、結果として交付する必要がなかったと認められる。

このように、農業公社において、準備金の区分経理を行っておらず、その収支が不明であるとして、時価売渡経費助成事業終了後の準備金の残額を把握しておらず、この準備金の残額に相当する額の助成金が交付されたままとなっている事態は適切ではなく、改善の要があると認められる。

3 本院が要求する改善の処置

農林水産省において、時価売渡経費助成事業における準備金の趣旨を踏まえて、時価売渡経費助成事業実施期間中における準備金の収支を明確にした上で、時価売渡経費助成事業終了後の準備金の残額に相当する額の助成金を国庫に返還させるよう改善の処置を要求する。